

境港市中小企業小口融資資金制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の振興を図るため市が、県、保証協会及び金融機関と協力し、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度（平成19年8月13日付中庁第1号中小企業庁長官通知）を活用して、信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模事業者（以下、本要綱において「小規模企業者」という。）に対する無担保小口融資を促進することを趣旨とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件等)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

融資対象者	従業員の数が 20 人（商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあっては 5 人）以下の事業者で市内に店舗又は事業所を有する者。（ただし、この制度による保証を合わせた保証債務残高が 2,000 万円以下の者に限る。）																													
資金の使途	運転資金、設備資金及び借換資金（本資金の運転資金又は設備資金の借入れに併せて本資金を借り換える場合に限る。）																													
融資限度額	2,000 万円																													
融資期間	運転資金 5 年以内（据置 6 月以内を含む。） 設備資金 7 年以内（据置 1 年以内を含む。）																													
融資利率	通常利率：年 1.76 パーセント（変動金利） 特別利率：年 1.50 パーセント（変動金利） ※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。 ア 最近 3 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ 5 パーセント以上減少している場合 イ 直近決算期において、輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の 20 パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合 （ア）最近 1 か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ 5 パーセント以上の損失を受けている場合 （イ）最近 3 か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」という。）が、前年同期に比べ 5 パーセント以上減少している場合 （ウ）最近 1 か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ 5 パーセント以上減少し、かつ、その後の 2 か月間を含む 3 か月間の受注数量等が前年同期に比べ 5 パーセント以上の減少が見込まれる場合																													
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																													
信用保証料率	下表のとおりとする。 (単位：%) <table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.68</td><td>0.63</td><td>0.58</td><td>0.53</td><td>0.47</td><td>0.40</td><td>0.35</td><td>0.25</td><td>0.15</td></tr></table>										料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.68	0.63	0.58	0.53	0.47	0.40	0.35	0.25	0.15
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																					
保証料率	0.68	0.63	0.58	0.53	0.47	0.40	0.35	0.25	0.15																					
担保	無担保																													

保証人	保証協会の定めるところによる。
償還方法	一括又は割賦均等償還

2 前項の規定による特別利率の適用を受けようとする者は、市長が別に定める特別利率適用確認書を借入申込書に添付し、市が定める申込書受付機関の適否の確認を受けるものとする。

(審査)

第4条 市は、小口融資について審査するため、審査会を設けるものとし、構成及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(資金措置)

第5条 市は預託により、金融機関に対して次のとおり資金措置を行うこととする。

- (1) 預託額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- (2) 預託利率 市長が別に定める。
- (3) 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(損失補償)

第6条 市は、保証協会が代位弁済をしたときは、その額の1割を限度として損失補償を行うものとする。

(小口融資の斡旋)

第7条 小口融資を受けようとする者は、小口融資あっせん申込書(別記様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、審査会で審査し適当と認めた時は、その旨を本人及び保証協会に通知するものとする。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行し、同日の貸付から適用する。ただし、平成19年9月30日までに審査を経て保証協会が受け付けたものについては、貸付日が平成19年10月1日以降であっても、融資利率を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度の貸付けから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から施行し、同日の貸付から適用する。
- 2 施行日前に融資の決定を受け、かつ融資の実行を行っていない場合にあつて、第 3 条第 1 項に規定する特別利率の適用を受けようとする場合は、同条第 2 項の規定に関わらず、特別利率適用確認書を商工団体に提出し、特別利率の適用の可否の確認を受けるものとする。

附 則

この改正は、平成 21 年 2 月 18 日から施行し、同日の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 18 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成22年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 1 月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年 3 月25日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。
- 2 改正前の要綱第 3 条の表中融資利率の項アからクまでの規定は、前項の規定に関わらず、平成23年 3 月31日までに申込みのあった貸付けに限り、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成 23 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の境港市中小企業小口融資資金制度要綱の規定は平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行し、改正後の境港市中小企業小口融資資金制度要綱の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、改正後の境港市中小企業小口融資資金制度要綱の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。